

盛岡市ごみ焼却施設建設工事請負契約入札談合損害賠償請求訴訟について

平成 22 年 6 月 1 日

環 境 部

盛岡市ごみ焼却施設建設工事請負契約の入札談合に係る損害賠償請求訴訟について、上告期限までに原告被告双方が上告しなかったことから一審の判決が確定したので、その経緯等について報告いたします。

記

1 主な経緯

- 平成 19 年 2 月 23 日 JFE エンジニアリング株式会社に対し、損害賠償金額を平成 19 年 3 月 30 日までに支払うよう請求した。
- 3 月 30 日 JFE エンジニアリング株式会社から、損害賠償金の支払いを拒否する旨回答(3月29日付)があった。
- 6 月 29 日 6 月盛岡市議会定例会で訴えの提起について議決
- 7 月 11 日 盛岡地方裁判所に訴状提出
- 平成 21 年 6 月 26 日 盛岡地方裁判所判決
- 7 月 9 日 市は盛岡地方裁判所の損害額認定に不服があることから仙台高等裁判所に控訴
- 7 月 10 日 JFE エンジニアリング株式会社も仙台高等裁判所に控訴
- 10 月 6 日 最高裁判所は、5 社が公正取引委員会の審決取消しを求めた上告を退ける決定をした。
- 平成 22 年 4 月 14 日 仙台高等裁判所判決
- 4 月 28 日 盛岡市及び JFE エンジニアリング株式会社双方が上告しないため一審判決確定
- 5 月 13 日 JFE エンジニアリング株式会社が損害賠償額及び利息額 1,550,048,411 円支払

2 一審判決内容

- (1) 被告は、原告に対し、9 億 6820 万円及びこれに対する平成 10 年 5 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用については、これを 5 分し、その 2 を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (4) この判決は、第 1 項及び第 3 項に限り、仮に執行することができる。

3 損害賠償金等

(1) 確定した損害賠償額等

・損害賠償額	968,200,000 円
・利息額	581,848,411 円
・訴訟費用 JFE 負担額	2,766,000 円
計	1,552,814,411 円

(2) 訴訟に係る市の支出額

・訴訟費用額	8,373,500 円
┌ 訴状印紙代	8,361,500 円 (一審 4,610,000 円, 二審 3,751,500 円)
└ 郵券	12,000 円 (一審 5,000 円, 二審 7,000 円)
・訴訟委任着手金	27,948,778 円 (一審 17,948,778 円, 二審 10,000,000 円)
・弁護士報酬	62,000,000 円
計	98,322,278 円

4 今後の予定等

(1) 既に支出済みの訴訟費用 (一審訴状印紙代 4,610,000 円) のうち 3/5 にあたる 2,766,000 円については, JFE エンジニアリング株式会社の負担となるため, 後日, 市に入金される。

(2) 建設に伴い交付されていた国庫補助金の返還については, 今後実績報告書を再提出後, 国より請求を受けてからの支出となる。

[参考]

盛岡クリーンセンター建設に係る工事費は, 以下のとおりとなっている。

建設費 19,364,000,000 円

財源内訳 国庫補助金 1,756,765,000 円 (9.07%)

起 債 15,779,800,000 円 (81.49%)

一般財源 1,827,435,000 円 (9.44%)

※ 国庫補助金を返還する必要のあるかどうかは調査中
起債のしめかりは H25 年 4 月 1 日 (2023 年 4 月 1 日) 以降は関係省
庁と協定が必要。